

平成23年第8回岩舟町議会臨時会

議事日程(第1号)

平成23年11月30日(水曜日)午前10時開会

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定について

日程第3 専決処分の承認を求めることについて

専決第5号 平成23年度岩舟町一般会計補正予算(第6号)

専決第6号 平成23年度岩舟町一般会計補正予算(第7号)

(町長職務代理者提出議案第1号)

日程第4 岩舟町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

(町長職務代理者提出議案第2号)

出席議員(12名)

1番	渡辺仁一君	2番	富田清君
3番	石塚辰次君	4番	斉藤栄吉君
5番	斉藤録持君	6番	渡辺正治君
7番	青木一男君	8番	茂呂健市君
9番	田中正太郎君	10番	栃木孝君
11番	小林長君	13番	広瀬昌子君

欠席議員(1名)

12番 戸谷勝次君

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長職務代理者副町長	新井博君	教育長	若林秀夫君
総務課長	舩田文雄君	企画課長	熊倉正志君
会計管理者	時田正二君		

事務局職員出席者

議会事務局長

松 永 栄 一

議 会 事 務 局 幹
主

海老沼 文 明

◎開会及び開議の宣告

○議長（渡辺仁一君） ただいまの出席議員は12名であります。

定足数に達しておりますので、平成23年第8回岩舟町議会臨時会を開会いたします。

（午前10時00分）

◎諸般の報告

○議長（渡辺仁一君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

地方自治法第121条の規定により、説明のため議場に出席を求めた者は、町長職務代理者副町長、教育長及び関係各課長、会計管理者であります。

書記は、松永事務局長と海老沼主幹であります。

次に、町長職務代理者副町長よりごあいさつがあります。

町長職務代理者副町長。

〔町長職務代理者副町長 新井 博君 登壇〕

○町長職務代理者副町長（新井 博君） 改めまして、おはようございます。

平成23年第8回岩舟町議会臨時会開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本日、平成23年第8回岩舟町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位のご出席を賜り、ここに開会できますことに対しまして心から感謝を申し上げます。

私は新しい町長が決まるまでの間、町長職務代理者として職責を全うしてまいり所存であります。

議員各位、並びに町民の皆様の温かいご支援とご協力を賜りますよう、衷心よりお願いを申し上げます。

本臨時会は、専決処分の報告、人事院勧告に伴う職員の給与関係等、議案2件につきましてお願いを申し上げます。

いずれも大変重要な案件でありますので、慎重にご審議をいただき、各議案についてご承認賜りますようお願いを申し上げ、平成23年第8回岩舟町議会臨時会開会に当たりましてのあいさつとさせていただきます。

よろしく願いいたします。

○議長（渡辺仁一君） 町長職務代理者のあいさつが終わりました。

◎会議録署名議員の指名

○議長（渡辺仁一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第117条の規定により、8番、茂呂健市君、9番、田中正太郎君を指名いたします。

◎会期の決定について

○議長（渡辺仁一君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。今臨時会の会期は本日1日限りといたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（渡辺仁一君） 異議なしと認めます。

よって、今臨時会の会期は本日1日限りと決定いたしました。

◎町長職務代理者提出議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺仁一君） 日程第3、専決処分の承認を求めることについて（町長職務代理者提出議案第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長職務代理者副町長。

〔町長職務代理者副町長 新井 博君 登壇〕

○町長職務代理者副町長（新井 博君） はい、議長、町長職務代理者副町長。

議案第1号 専決処分の承認を求めることについて、ご説明いたします。

地方自治法第179条第1項の規定により、議会を招集する時間的余裕がないと認め、平成23年度岩舟町一般会計補正予算（第6号）及び（第7号）について専決処分をしたので、同条第3項の規定に基づきこれを報告し承認を求めます。

初めに、専決第5号 平成23年度岩舟町一般会計補正予算（第6号）についてご説明申し上げます。

平成23年10月17日、地方自治法第81条第1項に基づく岩舟町長の解職の本請求がなされ、解職投票が行われる見込みとなったため、投票に必要な経費について増額補正をいたしました。

補正総額は、歳入歳出にそれぞれ900万円を追加し、補正後の予算総額は63億6,700万円となります。

歳出については、2款総務費に解職投票に係る投開票管理者・立会人の報酬、印刷費などの事務経費及び事務従事職員の手当など898万5,000円を増額いたしました。

14款予備費には、1万5,000円を増額し調整を図りました。

財源となる歳入には、19款繰越金を900万円増額し、歳入歳出のバランスを図りました。

次に、専決第6号 平成23年度岩舟町一般会計補正予算（第7号）についてご説明申し上げます。

平成23年11月1日、岩舟町長から岩舟町議会議長に対して、地方自治法第145条に基づく退職の申し出がなされ、これにより行われる公職選挙法第114条の規定による町長選挙と、便乗して行われる町議会議員の補欠選挙の執行に必要な経費について増額補正をいたしました。

補正総額は、歳入歳出それぞれ1,800万円を追加し、補正後の予算総額を63億8,500万円といたしました。

歳出については、2款総務費にそれぞれの選挙に係る投開票管理者・立会人の報酬、印刷費などの事務経費、事務従事職員の手当など1,796万8,000円を増額いたしました。

また、4款衛生費と10款教育費の職員給与費についての人事異動に伴う調整を行いました。

14款予備費には、3万2,000円を増額し調整を図りました。

財源となる歳入については、19款繰越金を1,800万円増額し、歳入歳出のバランスを図りました。

なお、補正予算第6号については町長の解職投票が行われないこととなったため、この経費を補正予算第8号において減額することといたしました。

また、補正予算第7号に計上した町長選挙と町議会議員補欠選挙については、同日に実施することによる重複する経費について、選挙執行後、減額を行う予定であります。

以上で説明を終わります。よろしくご審議の上、ご承認賜われますようお願いを申し上げます。

○議長（渡辺仁一君） これより質疑を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（渡辺仁一君） 質疑なしと認めます。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（渡辺仁一君） 討論なしと認めます。

採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり承認することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（渡辺仁一君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

◎町長職務代理者提出議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺仁一君） 日程第4、岩舟町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について（町長職務代理者提出議案第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長職務代理者副町長。

〔町長職務代理者副町長 新井 博君 登壇〕

○町長職務代理者副町長（新井 博君） はい、議長、町長職務代理者副町長。

議案第2号 岩舟町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてご説明を申し上げます。

本年は、東日本大震災の影響により、人事院勧告の基礎となる民間給与の実態調査が例年より2カ月おくれて実施されました。

企業規模50人以上、かつ事業所規模50人以上の全国の約1万500事業所、約43万人の個人給与等について調査がなされ、公務員給与と比較検討した結果、50歳代を中心に40歳以上の層で俸給表を引き下げ改定する勧告がなされたところであります。

現行制度では、国家公務員の給与等は、労働基本権の制約の代償措置として人事院による給与勧告制度が設けられており、また地方公務員についても、地公法第14条の規定により、職員に適用される給与、勤務条件などは、社会一般の情勢に適応させることが原則とされております。

衆議院では、人事院勧告の扱いについて、国家公務員に労働基本権の一部を付与する公務員制度改革関連法案、及び東日本大震災の復興財源の確保を目的に給与を減ずる、国家公務員の給与の臨時特例に関する法律案の審議とともに、政府・与党と野党で議論が対立しているところでありますが、10月28日「地方公務員の給与改定については、地方公務員法の趣旨

に沿って給与勧告等を踏まえ適切に対応するよう」云々と、総務大臣談話の発表、及び総務副大臣から地方への通知がなされております。

本町では、職員の給与等について、これまでも民間給与に準拠する人事院勧告を尊重してきた経緯もあることから、さきの総務大臣談話等の趣旨に沿って、現行法制度のもとで人事院勧告に即して月例給の引き下げの改定を行いたいと存じます。

本案は、このような考えのもと、職員の給与条例等を一括して改正するものであります。改正概要について、具体的に申し上げます。

職員の給料月額は、給料表を一部改正し、中高齢職員層を平均0.23%引き下げます。

また、施行日については公布日の属する月の翌月の初日、12月1日施行とし、さらに本年4月から11月までに既に支給された給与との較差分についても、今年の給与改定と同手法により、12月期末手当からその差額を減額調整いたします。

ご審議の上、可決賜われますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（渡辺仁一君） これより質疑を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（渡辺仁一君） 質疑なしと認めます。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（渡辺仁一君） 討論なしと認めます。

採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（渡辺仁一君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（渡辺仁一君） 以上で本会議に付議されました案件の審議は終了いたしました。

よって、平成23年第8回岩舟町議会臨時会を閉会いたします。

議員並びに説明者各位には、審議にご協力をいただき感謝申し上げます。

ご苦労さまでございました。

(午前10時13分)